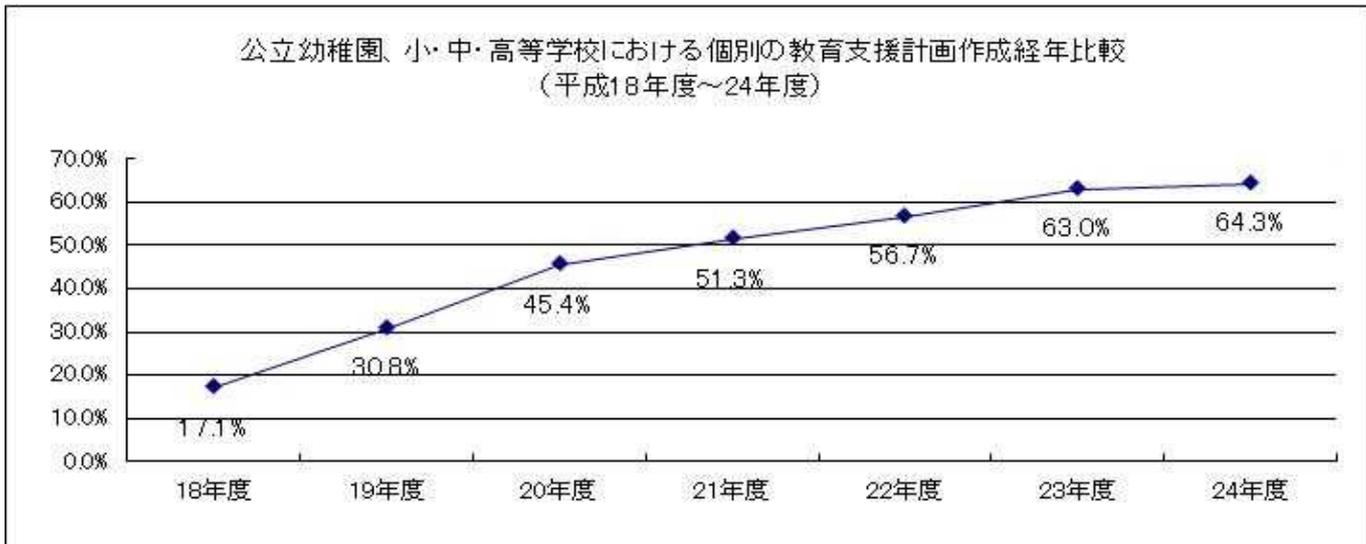


# 平成24年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 24-2-10)

施策目標	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進
施策の概要	障害のある全ての幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点にたち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

達成目標 1	発達障害を含む障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し適切な支援を行うため、体制整備等を推進する。この効果を計るため、以下の指標を設定し、体制整備等の推進について判断する。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
① 公立幼稚園、小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率の割合	45.4%	45.4%	51.3%	56.7%	63.0%	64.3%	70.5%



## 達成目標 1 の評価結果

### (評価結果)

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある児童生徒等の支援をさらに充実していくこととなった。特別支援教育の体制整備の一層の推進を図るため、文部科学省においては、特別支援教育就学奨励費補助金（特別支援教育体制整備の推進分）等により支援をしているところ。

公立幼稚園、小・中・高等学校における個別の教育支援計画作成率の割合については、平成23年度は63.0%であったが、平成24年度は64.3%となっており、着実に取組が進んでいることがうかがえる。なお、個別の教育支援計画を作成する必要のある者がいない学校数を調査対象校数から除き、その数値を母数として、「作成済」と回答した学校数を除した場合には、作成率は79.3%となる。

※平成23年度においては、東日本大震災の影響を勘案し、岩手県・宮城県・福島県・仙台市に調査を実施しなかったため、前年度との単純な比較はできないことに留意する必要がある。

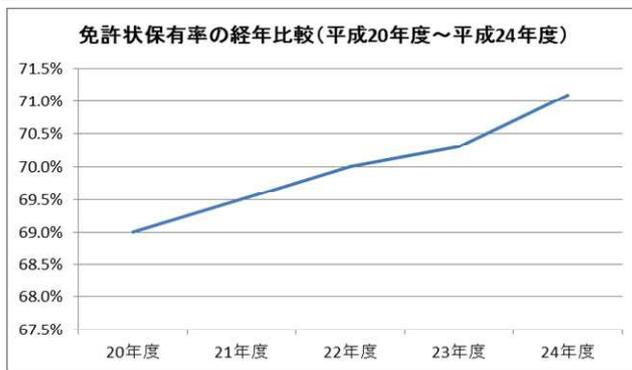
### (課題)

発達障害を含む、特別な支援を必要とする児童生徒等一人一人のニーズに応じた体制整備の推進への取組は、着実に進んでいるものの、依然十分とは言えない状況であること。

これまでに実施している主な達成手段

事業名	24年度 補正後予算 額(千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
特別支援教育充実事業	166,352	1,404,428	<p>○厚生労働省と連携を図りつつ、学校における医師、看護師、教員等の相互連携による学校の対応体制、学校と医療・福祉機関等の相互連携及び医療機関と連携した医療的バックアップ体制等、医療安全面の確保が確実にとなるような実施体制の整備に向け、医療的ケアの実施に当たり指導的・調整的な役割を果たす者を対象に研修を実施する。</p> <p>○発達障害を含む障害のある子供の自立と社会参加に向けた指導・支援の充実・改善を図るため、各学校等における支援体制の整備や実践的な研究等に総合的に取り組み、もって特別支援教育の推進に資する。</p> <p>○小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材、その支援技術に関する研究を実施する。また、就労支援など特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っているNPO等民間団体に対し、実践研究を委託する。</p> <p>○教員に対する専門的な研修を充実させるとともに、障害のある児童生徒の保護者等に対し就学制度や特別支援教育に関する理解を深める取組を実施する。</p>	1-① 2-①	0119	初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育設備整備費等補助	1,594	1,435	<p>I. 特別支援教育設備整備事業 障害状況に応じた適切な教育を実施するにあたり、特別に必要な設備整備に要する経費</p> <p>II. 最新の情報機器等整備事業 障害のある児童生徒の情報教育において、視覚障害児・肢体不自由児・知的障害児など障害の種類や程度に応じた特別な情報機器の整備に要する経費</p> <p>III. 学校安全設備整備事業 学校における突発的な事件・事故に対応するため、特別支援学校等において、障害による種々の困難に特別に配慮した安全管理に必要な設備整備に要する経費 (補助率 …… 1/2)</p>	1-①	0120	初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育就学奨励費負担等	7,844,056	8,403,293	<p>特別支援学校等に就学している幼児児童生徒の保護者等に対し、当該保護者等が負担することとなる通学費、学校給食費、学用品費等就学に必要な経費について、経済的負担能力に応じて、都道府県又は市町村が援助する場合に、その経費の一部を補助する。</p> <p>また、学校現場等における特別支援教育の体制整備を図るため、関係機関との連携、専門家チームによる支援等に要する経費を補助する。</p> <p>補助事業者は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担金(法律補助) 都道府県</li> <li>・補助金(予算補助) 都道府県(特別支援学校分)及び市町村(特別支援学級分)</li> <li>・交付金(法律補助) 国立大学法人附属特別支援学校及び附属小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等</li> </ul> <p>(補助率 …… 都道府県及び市町村が援助した額の1/2、交付金は10/10補助)</p>	1-①	0121	初等中等教育局特別支援教育課

達成目標 2	特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した適切な指導や必要な支援を行うため、教員の専門性の向上や、指導内容・方法等の改善を図る。この効果を計るため、以下の指標を設定し、教員の専門性向上や指導内容・方法等の改善について判断する。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
② 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況の割合	69.0%	69.0%	69.5%	70.0%	70.3%	71.1%	70%以上



達成目標 2 の評価結果

(評価結果)

特別支援学校教員の専門性について、文部科学省においては、各教育委員会に対し、学校内外での研修の実施による教員の専門性の向上を求めてきたほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県の指導者のための研修を実施している。また、特別支援学校教諭免許状の保有率向上について、都道府県教育委員会等に対して、特別支援学校教諭免許状取得のための免許法認定講習の受講機会の拡大や、効率的な受講の促進等を求めるとともに、文部科学省から大学に対して免許法認定講習の開設を委託し、受講機会の拡大に努めている。

平成 24 年度における特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率は 71.3%であり、平成 23 年度比で 0.8 ポイント増加しており、一定の成果が得られている。

(課題)

特別支援学校教諭免許状保有率について、全国的には増加しているが、都道府県別にみると地域差が大きく、各地域の状況を踏まえて、引き続き取り組む必要がある。

また、平成 24 年 7 月、中央教育審議会初等中等教育分科会にて「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告されたが、本報告にて、特別支援学校に限らず小・中・高等学校等を含むすべての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められ、研修の重要性を提言頂いたところ。今後はこれも踏まえ、特別支援教育に関する教員の専門性向上に努める必要がある。

これまでに実施している主な達成手段

事業名	24 年度 補正後予算 額 (千円)	25 年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
特別支援教育充実事業	166,352	1,404,428	<p>○厚生労働省と連携を図りつつ、学校における医師、看護師、教員等の相互連携による学校の対応体制、学校と医療・福祉機関等の相互連携及び医療機関と連携した医療的バックアップ体制等、医療安全面の確保が確実となるような実施体制の整備に向け、医療的ケアの実施に当たり指導的・調整的な役割を果たす者を対象に研修を実施する。</p> <p>○発達障害を含む障害のある子供の自立と社会参加に向けた指導・支援の充実・改善を図るため、各学校等における支援体制の整備や実践的な研究等に総合的に取り組み、もって特別支援教育の推進に資する。</p> <p>○小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材、その支援技術に関する研究を実施する。また、就労支援など特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っている N P O 等民間団体に対し、実践研究を委託する。</p> <p>○教員に対する専門的な研修を充実させるとともに、障害のある児童生徒の保護者等に対し就学制度や特別支援教育に関する理解を深める取組を実施する。</p>	1 - ① 2 - ①	0119	初等中等教育局特別支援教育課

(参考) 関連する独立行政法人の事業 (※必要に応じて関連する達成目標に入れても良い)

独立行政法人の事業名	24年度 補正後予算額 (千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金に必要な経費	938,593	883,188	政策的課題や教育現場のニーズに即応した研究活動を核として、各都道府県の指導者養成研修、臨床的研究のフィールドとなる教育相談、研究成果等の情報普及、諸外国との研究者交流や国際貢献等の国際交流を全職員が参画して一体的に推進し、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。	1 ～ 2	0122	初等中等教育局特別支援教育課
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備に必要な経費	23,345	21,011	研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動及び国際交流活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。 (補助率 …… 定額)	1 ～ 2	0123	初等中等教育局特別支援教育課

## 施策目標に関する評価結果

### 【必要性等】

(必要性の観点) :

近年、児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められているという状況に鑑み、平成 19 年度より改正学校教育法が施行され、幼稚園・小・中・高等学校等における特別支援教育を推進すること等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図ることが法律上も明確に規定された。

本施策は、発達障害を含む障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという観点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、教員の専門性向上や、外部専門家の活用を含めた特別支援教育の体制整備を総合的に推進するものである。

(有効性の観点) :

本施策を実施することにより、幼稚園から高等学校までの各段階における支援体制整備の一層の推進、教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善等が図られてきており、一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進のための取組は、全体として順調に推移している。

しかしながら、平成 24 年度特別支援教育体制整備状況調査(調査期日:平成 24 年 9 月 1 日)では、公立幼稚園、小・中・高等学校における「個別の教育支援計画の作成率」は 64.3%という結果となっており、障害のある児童生徒一人一人に対する支援については着実に取組が進んでいるものの、依然十分とは言えない状況にある。

教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善については、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率が平成 24 年 5 月 1 日現在で 71.1%となっており、更なる保有率の向上が必要である。児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育を行うためには、幅広い障害に対する知識と技術を有する教員の確保が不可欠であり、各都道府県教育委員会等において免許状を保有していない教員の免許取得等の措置を積極的に講じる必要がある。なお、免許状保有者についても、障害に対する幅広い知識とともに、通常の学級における発達障害を含めた障害のある生徒への指導など、新たな課題に対応した一層の専門性の向上が求められており、障害に関する最新の研究成果や先進的な指導事例の共有など、専門性向上のための継続した取組が重要となる。

また、障害者基本計画の後期重点施策実施 5 か年計画においては、「特別支援学校教諭免許保有率の向上」等を政府目標として掲げており、目標達成に向けた取組を推進していく必要がある。

(効率性の観点) :

成果指標である「個別の教育支援計画の作成率」及び「特別支援学校教諭等免許状保有率」については、背景となる情報も含めて調査を行い、次年度以降の施策の策定・実施に活用している。また、関連する事業の実施に当たっては、公募等により、予算額に照らして適正な事業計画を選定するなど、効率的な実施に努めている。

本施策の実施により、幼稚園から高等学校までの各段階における支援体制整備の一層の推進、教員の専門性の向上や指導内容・方法等の改善等を含めた特別支援教育の体制整備が総合的に推進されてきている。

以上より、事業の波及効果も認められ、効率性の観点から妥当である。

### 【今後の課題】

達成目標1：公立小・中学校における校内委員会の設置率や特別支援教育コーディネーターの指名率といった、基礎的な支援体制は整備が進んできているが、「個別の教育支援計画の作成」といった、障害のある児童生徒一人一人に対する支援については着実に取組が進んでいるものの、依然十分とは言えない状況にある。

なお、平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告にて、「平成19年度から特別支援教育が本格的に開始されて以来、各教育委員会や各学校における特別支援教育の体制整備は一定程度進みつつあるが、共生社会の形成、インクルーシブ教育システムの構築という観点からは、これらの取組は今後更に時間をかけて進めるべきものであり、特別支援教育の更なる質的な充実を図るためには、なお多くの課題がある。」との提言も頂いている。さらに、平成25年6月26日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布（施行は一部を除き平成28年4月1日）され、本法において、差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止が国・地方公共団体等に義務付けられるところである。中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、合理的配慮の充実を図る上では、基礎的環境整備の充実が欠かせないとされており、その一つである専門性のある指導体制の確保や「個別の教育支援計画の作成」等による指導を始めとした体制整備の促進を、今後とも引き続き努めていく必要がある。また、平成24年12月に公表を行った「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」によれば、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、6.5%程度の割合で在籍していることが明らかになっている。同時に、それ以外にも学習面や行動面で何らかの困難を示していると教員が捉えている児童生徒がいることが示唆されており、すべての学校・学級において、これらの児童生徒に対する支援が、喫緊の課題となっている

達成目標2：特別支援学校教諭免許状保有率について、全国的には増加しているが、都道府県別にみると地域差が大きく、各地域の状況を踏まえて、引き続き取り組む必要がある。また、中央教育審議会初等中等教育分科会報告にて、すべての教員の特別支援教育に関する専門性の向上及び、研修の重要性を提言頂いたことも踏まえて、今後の施策に取り組む必要がある。

### 【行政事業レビューの指摘】

<事業内容の改善>

特別支援教育充実事業

<現状通り>

特別支援教育設備整備費等補助、特別支援教育就学奨励費負担等

### 【行政評価・監視の勧告】

—

## 【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

### 【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

<達成目標1>

特別支援教育体制整備状況調査の結果によると、幼・小・中・高等学校において、障害のある児童生徒等一人一人に対する支援については、着実に取組が進んでいるものの、依然十分とは言えない状況にある。インクルーシブ教育システム構築の観点からも、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うための体制整備等推進については、体制整備の一層の推進に向けた取組を検討していく。

<達成目標2>

特別支援教育に関わる教員の専門性向上や指導内容・方法等の改善については、引き続き各教育委員会に対して研修の実施による専門性の向上を求めるとともに、免許法認定講習の受講機会の拡大に努める。その際、実効性を高めるため、保有率の低い地域等の個別の状況把握や地域・障害種のバランスを考慮した認定講習の開設等の方法を検討していく。

また、インクルーシブ教育システム構築の観点から、特別支援学校に限らず小・中・高等学校等のすべての教員について、特別支援教育に関する専門性を向上させる取組を推進していく。

### 【具体的な概算要求の内容】

上記の評価結果に加え、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会にて報告された、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」等を踏まえつつ、特別支援教育の充実に努める。

喫緊の課題である、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援に当たっては、教職員に発達障害に関する正しい理解を図るための実践や発達障害に関する専門的、実践的知識を有する教職員を育成するためのプログラム開発や、学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒に対し、それら児童生徒が理解しやすいよう配慮した指導方法の改善等を行う。また、早期からの教育相談や、学習上の困難軽減のための支援機器等の開発支援、自立と社会参加に向けた高等学校段階における支援の充実等の施策を推進する。

<新規要求・拡充事業（同額も含む）>

○特別支援教育充実事業

平成26年度概算要求額：3,634百万円

- ・特別支援教育関係連絡会議
- ・インクルーシブ教育システム構築事業
- ・発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援・教職員の専門性向上事業
- ・自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業
- ・学習上の支援機器等教材活用促進事業
- ・特別支援教育に関する実践研究充実事業
- ・特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業

○特別支援教育設備整備費等補助

平成26年度概算要求額：1百万円

○特別支援教育就学奨励費負担等

平成26年度概算要求額：9,177百万円

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金に必要な経費

平成26年度概算要求額：985百万円

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所施設整備に必要な経費

平成26年度概算要求額：19百万円

【具体的な機構定員要求の内容】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における、差別の解消の推進に関する基本方針策定等に向けて、1名要求する。

施策の予算額・執行額

(※政策評価調書に記載する予算額)

区分		23年度	24年度	25年度	26年度要求額
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	8,987,200	9,023,856	10,713,355	13,816,850
		<0>	<0>	<0>	<0>
	補正予算	0	△49,916		
		<0>	<0>		
	繰越し等	108,401	0		
		<0>	<0>		
合計	9,095,601	8,973,940			
	<0>	<0>			
執行額 (千円)		8,960,768	8,882,530		

施策に関する内閣の重要政策・省内における検討会やその報告

名称	年月日	関係部分抜粋
教育振興基本計画	平成25年6月14日	P43 17～27行目 ・障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、就学手続に関する法令改正等を行い、新たな手続の下での円滑な就学手続を実現する。 また、個別の教育支援計画・指導計画の作成等による指導、乳幼児期を含めた早期からの一貫した支援体制の構築、職業教育・進路指導の充実、ICT等の活用を含めた教材の確保、バリアフリー化の推進や特別支援学校の教室不足の解消を含めた施設・設備の整備、専門性ある教員・支援員等の人的配置、交流及び共同学習の実施、合理的配慮の充実に向けた調査研究及びデータベースの整備等に取り組む。 さらに、意欲・能力ある障害者の高等教育における修学機会の確保に向けて、支

		<p>援する。</p> <p>P43 42行目～P44 1～3行目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校の教職員の特別支援学校教諭免許状の取得に係る研修の充実を図る。また、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を活用するため、特別支援学校間でネットワークを構築し、域内の特別支援教育を支える体制の構築を促す。</li> </ul>
<p>重点施策実施5か年計画</p>	<p>平成19年12月25日障害者施策推進本部決定</p>	<p>P21～24 4 教育・育成（基本方針部分のみ抜粋）</p> <p>発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上等により、特別支援教育の更なる充実を推進する。</p> <p>また、障害のある社会人等に対しても、ニーズに応じた学習の機会を提供していくことにより、着実な支援の推進を図る。</p>
<p>子ども・子育てビジョン</p>	<p>平成22年1月29日閣議決定</p>	<p>本文 P9 27～29 行目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援の強化、障害のある子どもや発達障害のある子どもへの教育と保育などの支援等により、障害のある子どもへの支援に取り組みます。</li> </ul> <p>別添1 P9 20行目～P10 15行目</p> <p>□障がい者制度改革推進本部における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者制度改革推進会議の議論を踏まえて、障害のある子どもの支援を含む障害者制度改革を推進します。</li> </ul> <p>□ライフステージに応じた一貫した支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において障害のある子どもとその家族を支えていく体制を整備するとともに、乳児期、就学前、学齢期、青年期、成年期などライフステージに応じて、保健・医療・福祉・教育・就労などの連携した支援を行います。</li> </ul> <p>□障害のある子どもの保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもの専門機関である障害児通園施設や児童デイサービスについて、地域への支援を強化する観点から支援を行うとともに、子どもの育ちに必要な集団的な養育のため、保育所や幼稚園等における障害のある子どもの受入れ体制の整備促進を図ります。</li> </ul> <p>□発達障害のある子どもへの支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害のある子どもの早期発見、早期の発達支援、ライフステージに対応する一貫した支援や家族への支援など、地域における支援体制の充実を図ります。</li> </ul> <p>□特別支援教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育システムの構築という障害者権利条約の理念を踏まえ、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関等の連携により学校現場における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、教員の特別支援教育に関わる専門性の向上等により、特別支援教育の推進を図ります。</li> </ul>
<p>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）</p>	<p>平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会</p>	<p>P11 10～20行目</p> <p>（3）共生社会の形成に向けた今後の進め方</p> <p>○今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。短期的には、就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施を図るとともに、「合理的配慮」の充実のための取組が必要であり、それらに必要な財源を確保して順次実施していく。また、中長期的には、短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく必要がある。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。</p> <p>P13 2～14行</p> <p>①早期からの教育相談・支援の充実</p> <p>○子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成</p>

	<p>を図っていくことが重要である。そのためには、早期からの教育相談・支援を踏まえて、市町村教育委員会が、保護者や専門家の協力を得つつ個別の教育支援計画を作成するとともに、それを適切に活用していくことが重要である。その際、子どもの教育的ニーズや困難に対応した支援という観点から作成することが必要である。</p> <p>P 29 11～27 行</p> <p>③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導</p> <p>(ア) 現状</p> <p>特別支援学校においては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することが学習指導要領等に明記されている。特別支援学校以外の学校についても、指導についての計画や家庭、医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の子どもの障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うよう、学習指導要領等に明記されている。</p> <p>(イ) 課題</p> <p>個別の教育支援計画、個別の指導計画については、現在、特別支援学校の学習指導要領等には作成が明記されているが、幼・小・中・高等学校等で学ぶ障害のある幼児児童生徒については、必要に応じて作成されることとなっており、これを特別支援学校と同様に、障害のある幼児児童生徒すべてに拡大していくことについて検討する必要がある。また、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用について、一層の質の向上を図っていく必要がある。</p> <p>P 45 32～38 行</p> <p>①すべての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能</p> <p>○ インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。</p> <p>P 49 11～19 行</p> <p>③特別支援学校教諭についての養成・研修</p> <p>○ 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約 7 割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。研修と実践を通じた授業力の向上を期待する。</p>
--	---

**指標に用いたデータ・資料等**

<p>【達成目標 1】 特別支援教育体制整備状況調査 公表：平成 25 年 5 月 14 日（基準時点又は対象期間：平成 24 年 9 月 1 日） 所在：文部科学省HP <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1334899.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1334899.htm</a></p> <p>【達成目標 2】 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査 公表：平成 25 年 5 月 13 日（基準時点又は対象期間：平成 24 年 5 月 1 日） 所在：文部科学省HP <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2013/05/23/1335198_01.pdf">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2013/05/23/1335198_01.pdf</a></p>
---

有識者会議での指摘事項	—
-------------	---

主管課（課長名）	初等中等教育局特別支援教育課（大山真末）
関係課（課長名）	—